

国民健康保険における高額療養費及び 入院時食事療養費の算定誤りについて

【高額療養費の自己負担額の区分について】

- ・世帯主および被保険者全員の所得により「住民税課税世帯」または「住民税非課税世帯」を区分。
- ・賦課期日である1月1日に国内に住所を有していない海外から転入された方がいる世帯については、前年の国内所得が0円の場合であっても「住民税課税世帯」とする。

【算定誤りの原因について】

- ・「住民税課税世帯」ではなく「住民税非課税世帯」に区分誤り

【対象者】

- ・2世帯 177,526円

【対応について】

お詫びと丁寧な説明を行ったうえで、本来ご負担いただくべき自己負担額との差額についてお支払いをお願いしてまいります。

【再発防止について】

今後の再発防止策として、事務事業実施における法令制度の解釈、運用を再確認するとともに当該事務処理に関するマニュアルを整備するなど再発防止に努めてまいります。